

# きれいな水を 次の世代へ

平成22年度版  
下水道特集号

平成22年8月20日発行  
編集・発行 / 四日市市上下水道局  
営業課 水洗化普及室  
059-354-8221  
〒510-0076 四日市市堀木 1-3-18

下水道は私たちが使った水をきれいにするための施設です。  
みなさんに下水道をご利用いただくと、側溝や水路などに生活排水が流れなくなり、川や海がきれいになります。お子様やお孫さんなど次の世代へきれいな水環境を引き継ぐために、水洗化に対するご理解とご協力をお願いします。

## 四日市市の下水道整備状況（平成19～21年度）

下水道キャラクター  
スイスイくん



事業年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	全国（H20）
行政人口（A）	313,495 人	313,963 人	313,890 人	12,708 万人
接続可能人口（B）	212,390 人	216,149 人	219,254 人	9,241 万人
下水道普及率(B/A)	67.7 %	68.8 %	69.9 %	72.7 %
汚水衛生処理率	78.0 %	80.9 %	83.1 %	84.8 %

汚水衛生処理率とは汚水（し尿、生活雑排水）を公共下水道や合併処理浄化槽などで衛生処理している人口の割合です。

### 下水道整備にみなさんのご協力をお願いします

四日市市における平成21年度末の下水道普及率は69.9%と、市民のみなさんの多くが下水道を使えるようになってきました。

また、下水道整備とともに農業集落排水事業、コミュニティプラント事業、合併処理浄化槽設置費補助事業など、地域の特性にあった生活排水対策を進めており、これらの方法で汚水処理をしている方の割合（汚水衛生処理率）は、平成21年度末で83.1%となっています。

下水道整備には多大な費用が必要になりますが、財政状況の厳しい中効率的に工事を進める努力をしていますので、下水道工事へのご理解とご協力をお願いします。また工事が完成した区域のみな

さんは、すみやかに下水道への接続工事をさせていただきますようお願いいたします。



### 本紙裏面で下水道整備の予定箇所などを確認できます

裏面の図で水色に塗られた区域は「現在下水道をお使いいただける区域」、赤色の線は「平成22年度の工事予定箇所」、黄色に塗られた区域は「平成22年度～平成23年度に下水道が使えるようになる予定の箇所」です。

ただし、工事予定箇所などは、他の地下埋設物との関係で工事できないことや予算の関係で工事路線が変更されることがあります。また、お使いいただける場所として塗られている場合でも、地理的条件等によっては、実際にお使いいただくことが難しい場合もありますのでご了承ください。

### 下水道が整備されたら水洗化（下水道への接続）を

下水道が整備されても、みなさんにご利用いただけないと、せっかくの施設も意味のないものとなってしまいます。

下水道をお使いいただけるように

なりましたら、浄化槽をお使いの人はすみやかに下水道への接続工事をしてください。また、くみとり便所は3年以内に水洗トイレに改造し、生活排水とあわせて下水道へつないでいただくようお願いします。

裏面の「供用開始予定区域図」で黄色に塗られている区域は、1～2年の間に下水道が使える予定です。この区域の人は、水洗化工事をすみやかに進めるよう宅内工事の資金を事前にご準備いただきますようお願いいたします。

四日市市内の下水道接続工事は、「四日市市公共下水道排水設備工事指定業者」（別紙のとおり）が行うよう条例で定められていますので、必ず「指定業者」にご依頼いただくようお願いいたします。

また、浄化槽から下水道へ切り替える場合、浄化槽撤去前には必ず「一般廃棄物収集運搬業者」に浄化槽内の汚水・汚泥の処理を依頼してください。無許可の業者への依頼や水路などに汚水や汚泥を排出することは法律違反となりますので行わないでください。

## < 各種制度のご案内 >

市上下水道局では、下水道整備を重点的に進める一方、皆さんに少しでも下水道をご利用いただきやすいように次のような補助や助成制度を設けています。各制度の趣旨や要件の概略を掲載しておりますが、ご利用の際には、諸条件や必要書類などの詳細について営業課水洗化普及室（電話 3 5 4 - 8 2 2 1）までお問い合わせください。

	制度の概要や利用できる条件など
<p><b>水洗便所改造資金融資あっせん利子助成制度</b></p> 	<p>くみ取り便所の水洗化や浄化槽から下水道への切り替えに伴い必要な工事費の融資を金融機関にあっせんするほか、利子分を上下水道局から助成する制度です。実質無利子で融資が受けられます。</p> <p>対象者：供用開始後 3 年以内の公共下水道供用区域内における建物所有者または 3 親等以内の親族（市内在住）で 20 歳以上 70 歳以下の方。          新築、増築、事業用、アパートなどは利用できません。          その他にも条件があります。（市税の納付状況や収入面など）</p> <p>融資あっせん額 100 万円以内（1 万円単位）          融資機関：三重銀行（市内各支店）          返済は 60 ヶ月の元利均等（年 2 回上下水道局から利子分を助成）</p>
<p><b>共同住宅排水管設置費補助制度</b></p> 	<p>多くの入居者が生活する共同住宅は排水量が多く、周囲の環境への影響が大きいことから早期に下水道への接続を進めていただくために宅内排水設備工事費の一部を補助する制度です。</p> <p>申請条件（主なもの、その他にも条件があります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生計が独立した 3 世帯以上の入居があること</li> <li>・入居者全員の同意（排水管の設置と下水道使用料の支払い）</li> <li>・土地所有者全員の同意（申請者と土地所有者が違う場合）</li> <li>・公共下水道の供用開始から 3 年以内であること</li> <li>・申請者が受益者負担金や下水道使用料を完納していること</li> </ul> <p>補助対象：1 棟のうち全戸の排水が合流した箇所からの排水管延長から 5 m を引いた延長          補助金額：上の補助対象延長 × 7,000 円 / m（敷地内に舗装がない場合）または補助対象延長 × 10,000 円 / （舗装がある場合）千円未満切捨て。</p>
<p><b>私道への公共下水道布設制度</b></p>	<p>私道への水洗化の普及促進を図ることを目的として私道の全ての土地所有者の同意がある場合、一定の条件を満たしていれば市の負担で公共下水道を布設する制度です。</p> <p>申請条件（主なもの、その他にも条件があります）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として私道が公道に通じていること。</li> <li>・私道の状況などが下水道工事に支障がないこと</li> <li>・私道を使って排水することになる公道に面していない家屋が 2 戸以上あること</li> <li>・私道へ公共下水道が布設された場合はすみやかに全ての家屋が接続すること</li> </ul>
<p><b>私道への共同排水管設置費補助制度</b></p>	<p>上記の制度をご利用いただける条件を満たさない場合にも、皆さんが自己負担で私道に排水管を埋設する際に、工事費の一部を補助する制度があります。</p> <p>申請条件（主なもの、その他にも条件があります）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公道に直接面しておらず、私道を使って出入りする家屋が 2 戸以上あること</li> <li>・私道沿道家屋が 2 戸以上水洗化すること。</li> <li>・私道敷所有者、水洗化する沿線土地・家屋の所有者全員が同意していること。</li> </ul> <p>補助金額 共同排水本管延長に次の単価を掛け合わせた金額。11,000 円 / m（私道が舗装されていない場合）16,000 / m（私道が舗装されている場合）</p>

# 下水道工事にご理解とご協力をお願いします



- ・ 下水管を埋設するには、大がかりな工事が必要です。
- ・ 下水道工事はその大部分が市街地で行われますので、地域の皆様にご迷惑がかからないよう騒音や振動、交通渋滞について、万全の配慮をしています。
- ・ 工事の方法について、その地域の条件に一番適したものを採用しています。
- ・ 下水道工事に支障となるガス、水道管などの移設工事を行う場合がありますのでよろしくご理解ください。



## 受益者負担金にご理解をお願いします

下水道整備は、生活環境の改善や自然環境の保全を目的に、市の重点施策として取り組んでいます。

下水道は道路や公園などのように、誰もが自由に利用できるものではなく、下水道が整備された道路に面した土地の人しかご利用いただくことができません。

そのため、下水道の建設費を公費だけでまかなうと、下水道をご利用いただけない地域の人にまで負担をかけることになり、公平性が保たれなくなってしまいます。

そこで、下水道整備により下水道をお使いいただけるようになった人に一度限り、下水道の建設費の一部をご負担いただき、より一層の整備促進をしようというのが「受益者負担金」の制度です。

受益者負担金は対象の土地の面積に応じてご負担いただいております。ご負担いただく時期や方法、金額等については下水道工事説明会のご案内の際に土地の所有者様宛ての文書でご連絡させていただきます。受益者負担金についてのお問い合わせは営業課水洗化普及室（354-8221）までお願いします。

（受益者負担金の計算例）

受益者負担金の標準的な単価は1㎡あたり170円です。200㎡の土地の場合では受益者負担金額は170円×200㎡=34,000円となります。一括で納期限内にお支払いいただいた場合、2,800円の前納報奨金がつきます。

## 悪質な業者には十分注意してください

排水の流れが悪くなったり、流れないときには屋外にある汚水ますを開けてみてください。ますの中に異物がたまっている場合があります。

まずに異常がなければ、排水口に市販の発泡剤を投入したり、ラバーカップでつまりの除去を試みてください。



どうしてもつまりが改善されない場合には、排水設備工事指定業者等に依頼することになりますが、**作業前に費用について確認することをおすすめします。**

排水設備は大切な財産のひとつですから、日頃から適切な維持管理に努めていただくようお願いします。

なお、上下水道局では清掃業者の訪問による営業などは一切指示しておりませんので、悪質な点検業者には十分ご注意ください。

## 「みんなで取り組む雨に強いまちづくり」にご協力をお願いします

近年、水路の氾濫による浸水被害が全国的に多発していますが、これは「都市化が進み田畑や緑地が減少したり、屋根、舗装などの不浸透面積が増えたりするなど、地中への雨水浸透量が低下している」とことと深い関係があります。

みなさまも浸水被害を防止するため、ご協力をお願いします。

雨水を一時的にため、一度に水路に流れないようにしてください。（例えば、雨どいの水をバケツやタンクにため、散水に利用するなど。）

庭に木を植えるなど、雨水が地下にしみこむようにしてください。（但し、急傾斜地などの一部では適さない所があります。）

「みんなで取り組む雨に強いまちづくり」のお問い合わせは経営企画課（354-8369）まで。

こんなことも「雨に強いまちづくり」に効果があります

## 各家庭でできる工夫

庭の土や植物も役立っています



庭に土や植物があると降った雨水が一度に流れず、自然に地面にしみ込んでいきます。

庭にある池にも役割があります



庭にある池も雨水を一旦貯める役割を持っています。

雨水を貯めて庭の水まきに



雨どいから流れ落ちる水をバケツに貯めておくと、晴れてから庭の水まきや草花への水やりなどに利用できます。

# イベントの お知らせ



## 『生活排水相談会』

### 開催のご案内

「下水道工事が始まるので汚水ますの位置を決めるように聞いたが、どこにしたら良いのか分からない」。また、「下水道への接続を考えているが、どうすればいいか分からない」ということはありませんか。

**汚水ますの位置を提案したり、宅内工事に関するご質問にお答えするため、上下水道局職員による無料相談会を開催します。**

下水道PRのため、風船や粗品の配布などもありますので、是非みなさまでお立ち寄りください。

〔第1回相談会〕

日時：9月26日(日)

午前9時～午後6時まで

場所：日永カヨー 1階

中央広場前

〔第2回相談会〕

日時：10月2日(土)

午前9時～午後6時まで

場所：ジャスコ尾平店 1階

「コムサ・イズム」横

## 『第8回下水道普及促進ポスターコンクール』作品募集

下水道は、豊かで快適な生活のため欠かせない公共施設です。上下水道局では、下水道事業への関心や理解を深めることを目的にポスターコンクールを実施しています。

詳細は下記のとおりですのでご応募ください。

テーマ / 下水道事業に関すること全般

対象 / 市内小学校の4年生から6年生まで

作品の提出は、2学期の始業日に各小学校へご提出ください。

作品展示 / 最優秀賞、優秀賞及び佳作の計10点を次のとおり掲示

〔日永カヨー 1階 中央広場前〕

9月17日(金)～26日(日)

〔ジャスコ尾平店 1階 「コムサ・イズム」横〕

9月27日(月)～10月2日(土)

最優秀作品は下水道事業のパンフレットに約1年間掲載します。

応募事項 / 募集規定については、各小学校または上下水道局営業課水洗化普及室(354-8221)までお問い合わせください。

## 『第7回下水道普及促進ポスターコンクール』優秀作品

(学年は昨年度時点のものです。)

### 最優秀賞



八郷小学校4年 山下雛さん

### 優秀賞



常磐西小学校6年 池内太一さん



富洲原小学校6年 小池菜穂さん

## お知らせ

**下水道を利用していただくには、工事を行う前に届出が必要です。**

新築や水洗化工事(排水設備工事)をするときは、お客様から指定業者を通じ工事を行う前に排水設備工事の届出が必要となります。

指定業者でない者が排水設備工事を行うことや、無届で排水設備工事を行うことは条例違反となりますので行わないでください。

**アンケート調査にご協力をお願いします。**

上下水道局では、下水道を利用し住み良い環境をつくるために、まだ下水道を使用していない家屋を対象に各戸を訪問し利用状況の調査を行い、利用していただくようお願いしております。調査には協力をお願いします。

**下水道使用料の賦課開始時期がわかりました。**

下水道使用料の賦課開始は、下水道への接続工事の完了確認があった後の水道メーター定期検針が始まりでしたが、平成22年4月1日から接続確認時の水道メーター読み値を下水道使用料の始まりとさせていただきます。

これは、接続時期による不公平の是正や現実に合った料金を頂くための改正ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。